

平成24年（ワ）第49号等

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面10

2013年5月24日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優

弁護士 河 西 龍太郎

弁護士 東 島 浩 幸

弁護士 椛 島 敏 雅

弁護士 長 戸 和 光

外

記

第1 はじめに

本書面は、被告国答弁書4頁以下の「本案前の答弁」について、認否反論をするものである。

なお、被告国の「本案前の答弁」に関して、原告は、すでに提出済みの原告準備書面5、同8にて、本件訴訟が民事訴訟として適法であることを述べた。

第2 認否

1 第2、第1項について

全て争う。

請求の趣旨第2項の請求に関し、原告らが人格権及び生存権侵害を理由として被告国に対して求めているのは、原子力政策の変更に伴う行政指導ないしは事実行為の実施による本件施設の操業停止であって、行政規制権限を行使することによって操業停止を求めているわけではないから、民事訴訟として適法な訴えである。

また、請求の趣旨第3項の請求に関し、将来にわたり本件施設の操業行為が継続した場合に、それが不法行為に該当し、かつ、原告らの受忍限度を超える被害となることは明らかである。

なお、本件訴訟で原告らが主張している「被害」、言い換えるならば、原発がもたらす人格権侵害、生存権侵害とは、福島第一原発事故に象徴される重大事故によってもたらされる生命・健康に対する侵害のみを指すのではなく、わが国に原発が導入されて以来、全国各地に原発が立地され、遂に福島第一原発事故という史上最大最悪の環境破壊事件・産業公害事件が産み出されるに至ったすべての歴史的過程において、原発によってもたらされてきた、我々の人格的生存、及びその基盤となる自然環境や地域社会、民主的な市民社会に対するあらゆる危害の総体を指すのである（原告準備

6の1頁参照)。

2 第2、第2項「請求の趣旨第2項の請求に係る訴えが不適法であること」 について

(1) 第2項(1)について

本件原子炉を含む本件施設は、被告九州電力が原子炉等規制法23条1項1号に基づく設置許可を受けて設置・管理して運転しており、被告国が運転しているものではないこと及び原告らが訴状35ないし37頁にて被告国の本件施設にかかる権限を挙げていることについては認め、その他は争う。

福島第一原発事故後、被告国は、各電力会社に対して、原子炉等規制法等に基づく規制権限を行使せずに、行政指導ないしは事実行為を実施することによって全国の原発の一時的停止や再稼働を実現させている。これと同様に、本件において、原告らは、被告国に対して、行政指導ないし事実行為を実施することによって、玄海原発の恒久的な操業停止を求めているのであって、規制権限の発動を求めているのではない。

(2) 第2項(2)について

被告国が指摘している「ア原子力施設に係る法規制の概要」及び、「イ本件操業停止行為請求に係る規制権限の発動は行政処分を含むこと」のうち第1及び第2段落については認め、その他は争う。

原告らは、被告国に対して、規制権限の発動を求めていることは既に述べたとおりである。

(3) 第2項(3)について

第1段落については、民事訴訟の訴訟物としての一般的適格性に関する一般論としては認め、第2及び第3段落は争う。

原告らは、被告国に対して、規制権限の発動を求めていることは既に

述べたとおりである。

3 第2、第3項「請求の趣旨第3項の記載に係る訴えのうち被告国に対する
本件将来給付請求の部分は不適法であること

(1) 第3項(1)について

将来給付の訴えが許容されるための一般論として認める。

(2)第3項(2)について

全て争う。

将来にわたり本件施設の操業行為が継続した場合に、それが不法行為に
該当し、かつ、原告らの受忍限度を超える「被害」となること及び原告ら
が指摘する「被害」の意味については、すでに述べたとおりである。

以上